

安芸高田 歴史紀行

シリーズ「お城拝見！」第74回 松尾城きたくるわぐん (北郭群ほか) 《美土里町横田》

安芸高田市教育委員会
文化財係専門員 秋本 哲治



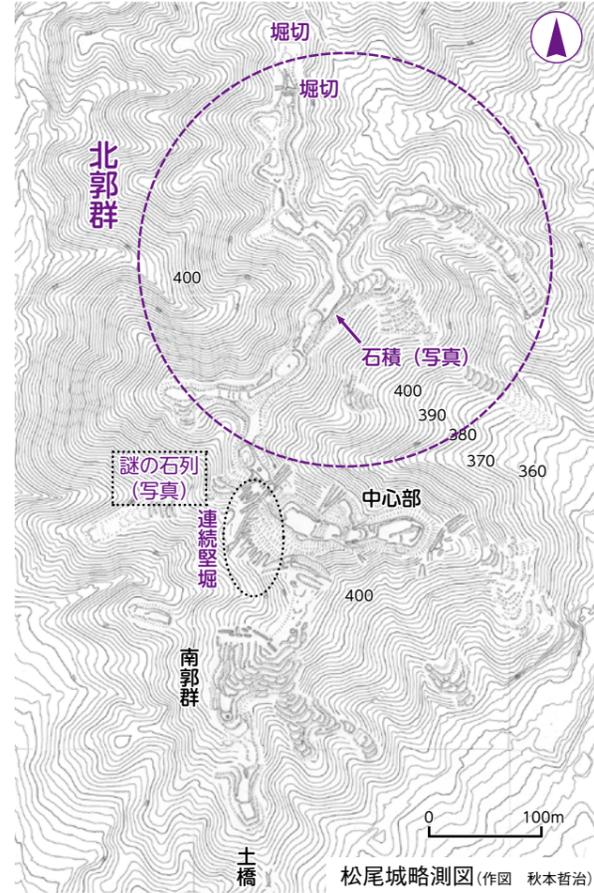
位置図(国土地理院標準地図に加筆)



北郭群石積 (東側より撮影)



謎の石列 (北側より撮影)



松尾城略測図(作図 秋本哲治)

立地
今回新たに確認したのが、中心部北側及びその東に派生する尾根上の遺構で、そのほとんどが標高400m以上です。さらに、中心部の東西にも広範囲に平坦地を確認しました。

歴史
一五二九(三〇)年頃に、毛利元就ら大内方の軍が高橋弘厚の守るこの城を攻めて落城。以後使用された記録がないことから、その当時の遺構

前回に続いて再調査を行い、従来よりも相当広範囲に遺構を確認しました。敗者となった高橋氏の歴史を伝える貴重な史跡です。

城跡
北郭群は北端に堀切がある以外は平坦地が尾根上に延々と残っています。一部には石積もあり、中心部からは独立していたようにも見えます。一方、中心部の周囲はすぐ西に大規模な連続竪堀があるなど多数の堅堀、堀切、土塁等により徹底的に防御されています。また、中心部に比べてそれ以外の平坦面の加工が粗いことが特徴的です。一連の再調査の結果、松尾城は南北800m、東西400mの範囲であったことがわかりました。これは本市内でも屈指の規模です。また、西の谷には100m以上の謎の石列が残ります。

考察
中心部は高橋氏の当主クラスが在城し、極度の緊張状態であったといえます。その他の周辺部は、元就らに攻められた際に高橋方の城兵が陣地として増築したと考えられます。しかし、石積み存在などから臨時的に増築したとは言い切れず、高橋氏滅亡後に再利用された可能性もあります。

今後検討を進めますが、高橋氏の権力をしのげる史跡です。

暮らしのLiving Information 暮らしの情報

安芸高田市 ☎42-2111(代)
<FAX>

- 総務部・企画振興部42-4376
- 市民部42-2130
- 福祉保健部42-2130
- 産業振興部42-1003
- 建設部47-1206
- 教育委員会42-4396
- 議会事務局47-0250
- 消防本部・消防署47-1191

- 八千代支所 ☎52-2111
- 美土里支所 ☎54-0311
- 高宮支所 ☎57-0311
- 甲田支所 ☎45-4111
- 向原支所 ☎46-3111



春季企画展「新収藏品展」
安芸高田市歴史民俗博物館
☎42-10070



期間 4月29日(土)～6月25日(日)
場所 安芸高田市歴史民俗博物館
吉田町吉田278-1



本庁第一庁舎の耐震補強工事
財産管理課
☎42-5613

この度、耐震基準を満たしていない本庁第一庁舎の耐震補強工事を行います。また、耐震補強工事に併せ

当館が近年収集した多岐に渡る資料の一部を紹介する展示会です。

★こどもの日は小中学生入館無料
5月5日(金)こどもの日は小中学生の博物館入館を無料とします。この機会にぜひご家族連れでお越しください。

選挙公報を郵送します
選挙管理委員会
☎42-11136



て、老朽している衛生設備・空調設備・電気設備の改修も行います。市民の皆様には、来庁時に工事の騒音・振動等でご迷惑をお掛けいたしますが、ご協力をお願いいたします。

予定工期
平成29年5月
平成30年1月末

候補者の政見などを掲載した「選挙公報」の配布は、新聞への折込、及び安芸高田市役所本庁・各支所への設置で行う予定です。

新聞を購読されていない、新聞の折込が入らない等の理由により「選挙公報」の郵送をご希望の方には郵送いたしますので、送付先を事前に選挙管理委員会へお知らせください。

※無投票となった場合には選挙公報は発行されません。
※広島県議会議員選挙について、次回的一般選挙から選挙公報が発行されることとなりました。

障害がある方への補装具判定会
社会福祉課
☎42-5615

身体障害者手帳をお持ちの方や、難病患者等の方に対して、身体機能を補完又は代替するための補装具費を支給しています。

車椅子・補聴器・義肢などの補装具を購入される際、補装具費の支給を希望される場合には身体障害者更生相談所等の判定が必要です。

その内、安芸高田市では、肢体障害に関する補装具判定会が次の日で開催されます。判定を希望される方は、事前に申請してください。

※補装具の購入・修理の対象には、障害の種類・等級により制限がありますので、詳しくはご相談ください。

日時 6月28日(水)・10月25日(水)
・受付.....13時～14時
・判定開始:14時

※時刻は両日とも同様
場所 クリスタルアージュ

内容 車椅子(オーダーメイドに限る)・電動車椅子・義肢・座位保持装具・重度障害者用意思伝達装置

※既製品の車椅子、歩行器、盲人安全つえ、義眼、眼鏡などは判定不要です。